

スーパーグローバルコース実施準備ユニット数学系サブユニットの教育課程（スーパーグローバルコース）における修了要件に関する申合せ

（平成 28 年 1 月 19 日数学系サブユニット会議制定）

第 1 項 この申合せは、スーパーグローバルコース実施準備ユニット数学系サブユニット（以下「サブユニット」という。）の教育課程（スーパーグローバルコース）における修了要件（以下「修了要件」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 項 修了要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

- （1）外国の大学又は研究機関において、博士学位論文に係る研究を行ったこと。
- （2）副指導教員（サブユニットに所属する特別招へい教授、特任招へい教授又は特任教授に限る。以下次号において同じ。）から、博士学位論文に係る研究指導を受けたこと。
- （3）博士学位論文審査において、副指導教員から査読を受けたこと。

第 3 項 サブユニットの教育課程（スーパーグローバルコース）に所属する学生が修了要件を満たしているかどうかの審査は、数学系サブユニット会議が行うものとする。

第 4 項 この申合せに定めるもののほか、修了要件に関し必要な事項は、数学系サブユニット長が定める。

附 記

- 1 この申合せは、平成 28 年 1 月 19 日から実施する。
- 2 この申合せは、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

スーパーグローバルコース数学系ユニットの教育課程(スーパーグローバルコース)
における修了要件に関する申合せ 案

(平成 年 月 日数学系ユニット会議制定)

第1項 この申合せは、スーパーグローバルコース数学系ユニット（以下「ユニット」という。）の教育課程（スーパーグローバルコース）における修了要件（以下「修了要件」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2項 修了要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

- (1) 外国の大学又は研究機関において、原則として通算して3ヶ月以上の期間にわたって博士学位論文に係る研究を行ったこと。
- (2) 副指導教員（ユニットに所属する特別招へい教授、特任招へい教授又は特任教授に限る。以下次号において同じ。）から、博士学位論文に係る研究指導を受けたこと。
- (3) 博士学位論文審査において、副指導教員から査読を受けたこと。
- (4) 所定の講義について、2単位以上（単位相当分を含む）を取得したこと。

第3項 ユニットの教育課程（スーパーグローバルコース）に所属する学生が修了要件を満たしているかどうかの審査は、数学系ユニット会議が行うものとする。

第4項 この申合せに定めるもののほか、修了要件に関し必要な事項は、数学系ユニット長が定める。

附 記

- 1 この申合せは、平成 年 月 日から実施する。
- 2 第2項の規定は、この申合せの実施の際現に修士課程に2回生以上として在籍する者並びに平成28年4月1日以後同課程に入学した者及び博士後期課程に編入学又は進学した者から実施し、同日前に博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。